

## 有鄰館 施設使用料

【改正後の使用料金表】

施設名		時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	全日午前9時から 午後9時まで
れんが蔵	平日		1,100円	2,200円	3,300円	5,500円
	日曜・休日		2,200円	4,400円	6,600円	11,000円
味噌・醤油蔵	平日		550円	1,100円	1,650円	2,750円
	日曜・休日		1,100円	2,200円	3,300円	5,500円
塩蔵	平日		330円	660円	990円	1,650円
	日曜・休日		660円	1,320円	1,980円	3,300円
酒蔵	平日		440円	880円	1,210円	2,200円
	日曜・休日		880円	1,760円	2,640円	4,400円
穀蔵	平日		330円	660円	990円	1,650円
	日曜・休日		660円	1,320円	1,980円	3,300円
その他倉庫	平日		100円	220円	330円	550円
	日曜・休日		220円	440円	660円	1,100円
広場他	平日		100円	220円	330円	550円
	日曜・休日		220円	440円	660円	1,100円

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 3,000円以上の入場料を徴する場合の使用料は、規定使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 準備等のために使用する場合の使用料は、規定使用料の2分の1の額とする。
- 4 使用料の精算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。

設備	使用料	
照明器具	500W未満1灯につき1回	50円
	500W以上1灯につき1回	100円
音響器材	一式につき	3,300円
調光器材	一式につき	3,300円
ピアノ		1,100円
電源(持ち込み料)	音響調整器一式につき	330円
	照明機具一式につき	550円
冷暖房	1回(煉瓦蔵)	1,100円

### 設備使用料

- 1 照明器具、冷暖房使用料は1回ごととし、1回の使用時間は4時間までとする。
- 2 準備等のために使用するときの設備使用料は、規定使用料の2分の1の額とする。
- 3 使用料の精算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

※施設の使用料他、詳細につきましては、有鄰館あてお問い合わせください。

なお、料金につきましては、消費税10%として対応しております。

連絡先：群馬県桐生市本町二丁目6番32号

電話・ファックス：0277-46-4144